

交通体系の方針

利便性の高い交通基盤の整備

- 他都市への自動車交通を円滑化するための道路整備を図ります。
- 地区レベルでの体系的な道路網の整備を図ります。
- 公共交通等のモビリティ（移動性）の充実を図ります。

安全で快適な道路交通整備

- 歩行者・自転車・自動車がそれぞれ安全に通行できる道路構造の整備を図ります。
- 美しい道づくりを図ります。

■ 交通体系の方針

● 道路の整備

高速道路の整備により、広域連携・交流を支える基盤整備を図ります。

主要な広域ネットワークを形成する一般国道9号は、交通渋滞の解消等を図るとともに、景観、歩行者の安全に配慮した整備を促進します。また、南北を連絡する主要な道路である一般国道261号は、安全で快適な道路環境の確保を図るとともに、江の川の河川景観と調和した道路整備を促進します。

市内の地域間を連絡する道路は、災害時、緊急時の連絡道路になるとともに、地域間の交流・連携を図る路線となるため、東西、南北を連絡する路線として計画的に整備を促進します。

一般国道9号と江津工業団地及び江津港を連絡する一般県道浅利渡津線は、効率的な産業活動を支える路線であるため、早期整備を促進します。

観光・レクリエーション地をネットワークで結ぶ道路は、改良を促進するとともに、賑わいを感じられる安全で快適な道路環境整備を促進します。

既成市街地については、地域住民の理解と協力を得ながら、生活道路の整備を進めるとともに、安全性の向上を図るために方策の検討を進めます。

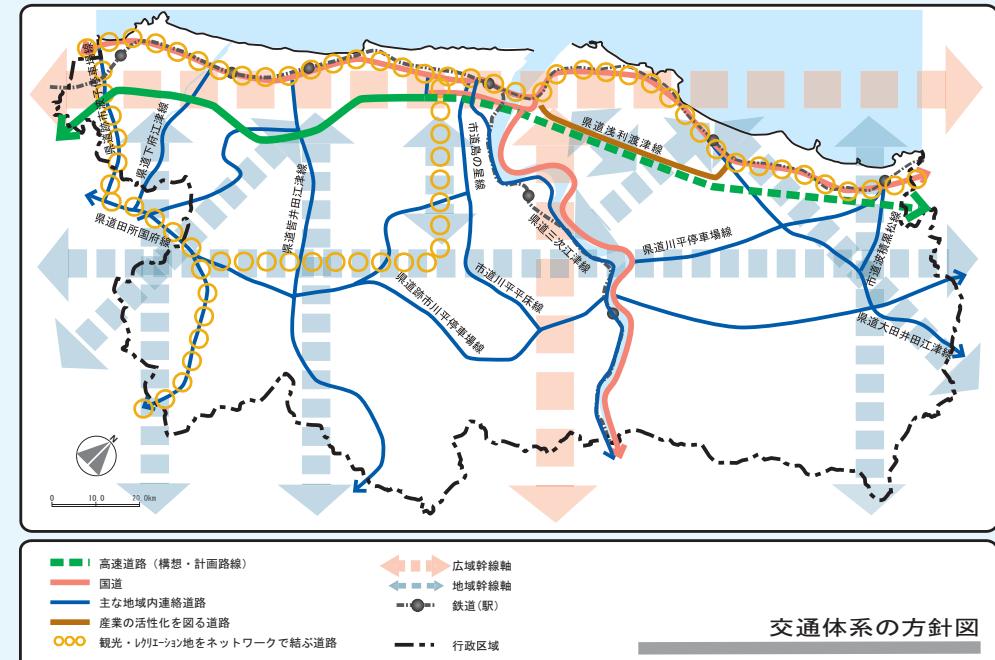
主要な公共施設周辺等の道路は、バリアフリー化を図るなど、人に優しい歩行者優先の道路整備を推進します。また、通学路は、重点的に安全で快適な歩道の整備を図ります。

沿道の特性にあわせて、道路内の緑化、電線類の地中化など、道路空間と沿道空間の統一的な道路整備を促進します。

● 公共交通機関の充実

山陰本線は、広域交流の活性化を図るため、新型車両の導入等を積極的に働きかけます。

JR駅の整備とバス交通などの各種公共交通の乗降口の整備を促進し、交通結節点としての機能強化を図るように関係機関に働きかけます。



交通体系の方針図

■ 市街地整備の方針

● 道路、公園、下水道等の都市基盤整備

道路、公園、下水道などの都市施設は、効率的かつ効果的な整備を推進します。

● 計画的な面的整備の推進

中心市街地は、中心性を高めるとともに、居住環境、商業環境、交通環境など一体的な整備を推進します。

用途地域内の低未利用地は計画的な整備を進めるとともに、密集市街地については、個別事業の導入により、各地域の状況に応じた基盤整備を推進します。

● 住宅・住環境の整備

多様な住宅ニーズに応じた住宅施策を推進します。更に、学校教育施設や文化施設などの整備を推進し、にぎわいのある住環境の実現に努めます。

基盤整備が不充分なまま市街化が進行している地区については、住民の意向を反映させながら、地区の特性に応じた整備手法の導入を検討して、住環境の改善に努めます。

● 住宅や都市施設のバリアフリー化の推進

公共・公益施設は、全ての人が安全で快適に利用できるように、ハートビル法の活用を推進します。多くの人が利用する民間施設についても、福祉環境の整備・改善を促進します。

歩道は、充分な幅員の確保、段差の切り下げ、視覚障害者誘導ブロック等の整備を促進するとともに、交差点においては、横断に充分な時間を確保するように関係機関に働きかけます。また、歩行の障害となるものを置かないようにする等の啓発活動を推進します。

バス停やタクシー乗り場は安全で快適に利用できるよう整備改善とともに、リフト付きバス等の導入を関係機関に働きかけます。

● 建物用途並びに形態規制制度の活用

地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うために、地区計画制度の適用を検討します。

用途地域の指定のない区域においては、良好な環境の形成または保持を図るために、特定用途制限地域の指定の検討や、現在の土地利用の実態に則した容積率・建ぺい率の最高限度等の形態規制を導入し、地域の実態を的確に反映した規制のあり方を提案します。

市街地整備の方針

良好で快適な住環境の整備

- 良好な市街地を形成するために、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の総合的な整備を図ります。
- 計画的で一体的かつ面的市街地整備事業等による、良好な市街地の整備を図ります。
- 多様な住宅ニーズや地域特性に応じた住宅整備を図ります。

すべての人に安全で快適な空間の形成

- 建築物、都市基盤施設のバリアフリー化を図ります。

建物用途並びに形態規制制度の活用

- 地区計画制度を活用して、まちづくりのルールづくりを推進します。
- 良好な住環境の形成を図るために、特定用途制限地域の適用を検討します。
- 土地利用の実態に即して、形態規制制度の活用を提案します。